

一般社団法人日本LD学会 選挙規程

第1章 序章

(総則)

第1条

一般社団法人 日本LD学会（以下「本学会」という）の定款第11条3項に定める代議員選挙及び第22条に定める役員の選任を適正に行うために本規程を定める。

- 2 代議員の選出は、次条以下に定める代議員を選出するための選挙（以下「代議員選挙」という）を通じてこれを行う。
- 3 理事及び監事の選出は、次条以下に定める理事及び監事を選出するための選挙（以下「理事・監事選挙」という）を通じてこれを行う。
- 4 理事長の選出は、次条以下に定める理事長を選出するための意向投票（以下「意向投票」という）をふまえ、理事会でこれを行う。

(選挙管理委員会)

第2条

選挙管理委員会（以下「選管」という）は、委員長1名及び委員4名以上5名以内で組織する。

- 2 選管は本学会の代議員選挙、理事・監事選挙、意向投票の管理業務を行う。
- 3 委員は本学会の正会員でなければならない。
- 4 委員は本学会の理事会又は常任理事会が選任する。
- 5 委員長は、委員の互選により選出する。
- 6 委員長及び委員の過半数が出席しなければ、選管を開催することはできない。
- 7 委員長及び委員の任期は、社員総会での役員選任及び就任承諾確認までの期間とする。

第2章 代議員

(代議員選挙)

第3条

代議員選挙は立候補制とし、以下の通り行う。

2 代議員選挙日程の公示

選管は、代議員選挙の日程と実施手続きに関する計画を作成し、全会員に公示する。

3 選挙権・被選挙権

選挙権（投票する権利）及び被選挙権（立候補する権利）を有する者（以下「代議員選挙有権者」という）は、代議員選挙の実施年度の7月1日（以下「確認日」という）において、代議員選挙の実施年度及び過年度分の会費を完納している正会員で、自宅もしくは勤務先の住所が登録されている者とする。

4 代議員選挙有権者名簿の作成

代議員選挙有権者名簿は確認日を基準日として作成する。

なお、確認日以降に即日退会的意思を示し、事務局にて退会処理が実行された者は、代議員選挙有権者名簿に記載されていても選挙権及び被選挙権を喪失する。

5 選挙区

選挙区として全国区及び地方区をおく。

全国区は、自宅又は勤務先の所在地にかかわらず、すべての正会員が選挙権及び被選挙権を持つ選挙区である。

地方区は、7つに分けた選挙区である。正会員は、学会に郵便物の送付先として登録している都道府県が属する地方区において選挙権及び被選挙権を有する。登録内容の変更をする場合には、所定の期日までに選管に届け出なければならない。

海外在住の正会員は、所定の期日までに希望する地方区の選挙区を選管に申し出なければならない。申し出をした場合、選挙権及び被選挙権は全国区及び申し出た地方区とする。申し出をしなかった場合、選挙権及び被選挙権は全国区のみとする。

6 選挙区の定数

全国区及び地方区における代議員の定数は、代議員選挙の実施年度の8月1日における本学会正会員数を150で除した人数を基準とし、選管にて決定する。

全国区と地方区の比率は1:1とし、地方区の地域ごとの代議員数は、地域ごとの会員数に応じて按分する。地方区の地域ごとの都道府県の区分は次の通りとする。

① 北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
② 関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
③ 甲信越・北陸	山梨県、長野県、新潟県、石川県、富山県、福井県
④ 東海	静岡県、愛知県、三重県、岐阜県
⑤ 近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
⑥ 中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
⑦ 九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

按分で算出した各地方区ごとの小数点以下は四捨五入する。なお、四捨五入後の各地方区の数
の合計数が地方区の定数と同数でない場合、以下のルールで各地方区ごとの定数の調整を行う。

＜小数点以下を四捨五入した後の各選挙区の合計数が定数よりも小さい値の場合＞

四捨した地方区の中から小数点以下が大きい値の地方区から順に四捨せず繰り上げる。

例) 7.46、2.33、2.19の順で地方区の定数と同数になるまで繰り上げる。

地方区	按分		四捨五入	四捨地方区		定数25の場合	定数26の場合	定数27の場合
① 北海道・東北	1.63	→	2	—	→	2	2	2
② 関東	7.46	→	7	7.46	→	8	8	8
③ 甲信越・北陸	1.54	→	2	—	→	2	2	2
④ 東海	2.19	→	2	2.19	→	2	2	3
⑤ 近畿	6.95	→	7	—	→	7	7	7
⑥ 中国・四国	2.33	→	2	2.33	→	2	3	3
⑦ 九州・沖縄	1.83	→	2	—	→	2	2	2
合計			24			25	26	27

＜小数点以下を四捨五入した後の各選挙区の合計数が定数よりも大きい値の場合＞
五入した地方区の中から小数点以下が小さい値の地方区から順に五入せず切り捨てる。
例) 1.54、1.63、1.83、6.95 の順で地方区の定数と同数になるまで切り捨てる。

地方区	按分		四捨五入	五入地方区		定数 23 の場合	定数 22 の場合	定数 21 の場合
① 北海道・東北	1.63	→	2	1.63	→	2	1	1
② 関東	7.46	→	7	—	→	7	7	7
③ 甲信越・北陸	1.54	→	2	1.54	→	1	1	1
④ 東海	2.19	→	2	—	→	2	2	2
⑤ 近畿	6.95	→	7	6.95	→	7	7	7
⑥ 中国・四国	2.33	→	2	—	→	2	2	2
⑦ 九州・沖縄	1.83	→	2	1.83	→	2	2	1
合計			24			23	22	21

7 立候補の受付

立候補の方法は自薦及び他薦とし、立候補する者は自動的に全国区と地方区の両方に立候補とする。ただし、海外在住の正会員で地方区の被選挙権が無い場合は、全国区のみとする。

自薦で立候補する者は、所定の期日までに選管の定める方法により、選管へ自薦による立候補を届け出なければならない。

他薦で立候補する者は、正会員 2 名の推薦者を必要とする。なお、正会員 1 名が推薦できる人数は 3 名までとする。推薦する者と推薦される者が同一の地方区に在籍する必要は無い。推薦され立候補を承諾する者は、自身で所定の期日までに選管の定める方法により、選管へ他薦による立候補を届け出なければならない。

立候補受付期間中は立候補状況の途中経過を学会ホームページにて公開する。公開する情報の更新のタイミングは適時とする。

立候補時には、以下 2 点の情報の申告を必要とする。

[1] 氏名
[2] 所属先名・所属先役職（所属先が複数の場合は主たる所属先）

8 候補者名簿の作成

選管は立候補した者の名簿として候補者名簿を作成し、代議員選挙有権者に公示しなければならない。

9 投票方法

投票は、インターネットを通じて電子投票によって行うことを常例とする。

本条 9 項から 13 項の時系列で全国区 → 地方区の順で投票期間を分けて行う。

なお、地方区の投票は全国区の当選者を除いた残りの立候補者で行う。全国区で多くの立候補者が当選し、地方区の候補者が不足した場合、地方区の投票期間の前に不足した地方区のみ追加で立候補の受付期間を設定することができる。追加で立候補の受付期間を設定しても地方区の定数と等しいあるいは定数を満たさない場合は、その地方区の投票を省略することができる。

10 投票数

投票できる票数は全国区 5 票、地方区 3 票とする。

規程の投票数を超えて投票された投票者の票はすべて無効とする。

11 開票

選管の委員長及び委員の立ち合いのもと、開票作業を行う。

12 当選者の確定

各選挙区の得票数が上位の者から順に、定数までを当選者とする。

開票において得票数が同数の場合には、選管の委員の立ち合いのもとに、選管の委員長が抽選を行って順位を決める。

13 当選者へ就任の承諾確認

立候補制であることから、当選者は就任を承諾することを原則とし、電磁的方法により就任の承諾を求めるものとする。

ただし、当選者から立候補後に病気への罹患、長期海外出張などやむを得ない事由により就任辞退の申し出があった場合は、本条 12 項に従って繰り上げ当選者を決定し、繰り上げ当選者にも就任の承諾を求めるものとする。

14 就任予定者の確定

前項の規程により就任を承諾した者を確定し、確定結果を全会員に公示する。

15 就任予定者の任期

前項の規程により就任予定が確定した者は、代議員選挙の実施年度の翌年度の 4 月 1 日から 4 年後の 3 月 31 日までの 4 年間を任期とする。

16 就任までの流れ

[1]	代議員選挙日程の公示
[2]	有権者名簿の作成
[3]	選挙区ごとの定数の確定
[4]	立候補の受付
[5]	候補者名簿の作成
[6]	全国区の投票→開票→当選者への就任の承諾確認
	全国区で就任の承諾を得られた者を除いた残りの立候補者を対象として、地方区の投票を実施。 全国区で就任の承諾を得られた者を除くことにより、地方区の定数を満たさない場合は、地方区の投票を実施する前に追加の地方区立候補受付期間を設定する。 追加の地方区立候補受付期間を設定しても、地方区の立候補者数が定数と同数、又は定数に満たない場合は、地方区の投票を省略することができる。
[7]	地方区の投票→開票→当選者への就任の承諾確認
[8]	全国区・地方区の就任の承諾を得られた者の確定結果を公示
[9]	代議員選挙実施後の 4 月 1 日から代議員に就任し、社員総会の出席対象者とする。

17 開票作業の開示

開票作業は動画で記録をする。開票作業の動画ファイルの視聴を希望する正会員は、所定の期日までに選管へ申し出れば視聴可能とする。

18 欠員

辞任・解任などの不測の事態により、任期途中の退任で欠員が発生した場合に備え、開票後は全国区及び地方区で次点者を決定する。4 年間の任期満了時の 1 年以前に限り、次点者を補充することができ、次点により就任した者の任期は前任者の残期間とする。

なお全国区及び地方区において次点者がいない場合は、欠員のままとし、補充しない。

第3章 理事・監事

(理事・監事選挙)

第4条

理事・監事選挙は立候補制とし、以下の通り行う。

2 理事・監事選挙日程の公示

選管は、理事・監事選挙の日程と実施手続きに関する計画を作成し、全会員に公示する。

3 選挙権・被選挙権

選挙権（投票する権利）及び被選挙権（立候補する権利）を有する者（以下「理事・監事選挙有権者」という）は、本学会の代議員とする。

4 理事・監事選挙有権者名簿の作成

代議員のリストから理事・監事選挙有権者名簿を作成する。

5 理事・監事の定数

定款第21条1項に定めるとおり、以下を定数とする。

理事	15名以上30名以内
監事	1名以上3名以内

6 立候補の受付

立候補の方法は自薦及び他薦とし、理事と監事の両方に立候補することは不可とする。

自薦で立候補する者は、所定の期日までに選管の定める方法により、選管へ立候補を届け出なければならない。

他薦で立候補する者は、次期代議員に就任予定の者2名の推薦者を必要とする。代議員1名が推薦できる人数は3名までとする。推薦され立候補を承諾する者は、自身で所定の期日までに選管の定める方法により、選管へ立候補を届け出なければならない。

立候補者の人数が定数の最低人数（理事15名、監事1名）に満たない場合は、最低人数を満たすまで立候補の受付締切を延長する。

立候補時には、以下4点の情報の申告を必要とする。

[1]	氏名
[2]	所属先名・所属先役職（所属先が複数の場合は主たる所属先）
[3]	LDおよびその関連領域に関する主な経歴（活動、実践、研究等主要なもの3件以内）
[4]	学会での活動（委員会、理事会、大会運営等。多数の場合、主要なもの3件以内）

7 候補者名簿の作成

選管は立候補した者の名簿として候補者名簿を作成し、理事・監事選挙有権者に公示しなければならない。

8 投票方法

投票は、インターネットを通じて電子投票によって行うことを常例とする。

なお、立候補者数が本条5項に定める人数の範囲内（理事は15名以上30名以内／監事は1名以上3名以内）の場合は、信任投票（不信任投票）を行う。

9 投票数

投票可能な票数は理事15票、監事1票とする。

10 開票

選管の委員長及び委員が立ち合いのもと、開票作業を行う。

11 当選者の確定

理事及び監事の得票数が上位の者から順に、定数までを当選者とする。

当選するための最低得票数は総代議員数の 5%程度とし、選管にて決定する。

＜最低得票数の算出方法＞

例) 正会員が 12,000 名だった場合の総代議員数は $12,000 \text{ 名} \div 150 \text{ 名} = 80 \text{ 名}$

総代議員数 $80 \text{ 名} \times 5\% = 4 \text{ 名}$

4 名を最低得票数とする。

開票において得票数が同数の場合には、選管の委員の立ち合いのもとに、選管の委員長が抽選を行って順位を決める。

立候補者数が本条 5 項に定める人数の範囲内の場合は、不信任の立候補者がいる場合のみ、投票期間内に不信任投票を行うこととする。不信任投票の票数が理事・監事選挙有権者の過半数となった場合、その理事及び監事の立候補者は不信任とする。

不信任の立候補者が発生することにより、本条 5 項に定める人数の最低人数（理事は 15 名／監事は 1 名）を割った場合は、最低人数を満たすまで本条 6 項から 10 項までを繰り返し行う。

12 当選者の任期

前項の規程により理事及び監事に当選した者は、理事・監事選挙実施後、直近で開催される定時社員総会の終結直後から就任し、就任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までの約 2 年間とする。

13 就任までの流れ

[1]	理事・監事選挙日程の公示
[2]	有権者名簿の作成
[3]	立候補の受付
[4]	候補者名簿の作成
[5]	理事・監事の投票→開票→当選者への当選連絡
[6]	理事・監事に当選した者の開票結果を公示
[7]	理事・監事選挙実施後、直近で開催される定時社員総会の終結直後から理事・監事に就任。

14 開票作業の開示

開票作業は動画で記録をする。開票作業の動画ファイルの視聴を希望する代議員は、所定の期日までに選管へ申し出れば視聴可能とする。

15 欠員

辞任・解任などの不測の事態により、任期途中の退任で欠員が発生した場合に備え、開票後は理事及び監事で次点者を決定する。2 年間の任期満了時の 1 年以前に限り、次点者を補充することができ、次点により就任した者の任期は前任者の残期間とする。

ただし、後任の理事及び監事が就任するまでは、引き続きその任に当たるものとする。

なお理事及び監事において次点者がいない場合は、欠員のままとし、補充しない。

理事及び監事的人数が本条 5 項に定める人数の最少人数（理事は 15 名／監事は 1 名）の場合は、定数割れとなることから、理事・監事選挙を実施することができる。

第4章 理事長

(意向投票)

第5条

理事長候補者に関する理事候補者の意向を確認するための意向投票は立候補制とし、以下の通り行う。

2 意向投票日程の公示

選管は、意向投票の日程と実施手続きに関する計画を作成し、理事に公示する。

3 投票権

投票権（投票する権利）を有するのは、理事・監事選挙により理事に当選した者とする。

4 理事長の定数

定款第21条2項に定めるとおり、以下を定数とする。

理事長	1名
-----	----

5 立候補の受付

立候補できるのは、第4条11項により、理事に当選した者とする。

立候補の方法は自薦とする。

立候補する者は、所定の期日までに選管の定める方法により、選管へ立候補を届け出なければならない。

立候補者の人数が定数の最低人数（1名）に満たない場合は、最低人数を満たすまで立候補の受付締切を延長する。

立候補時には、以下5点の情報の申告を必要とする。

[1]	氏名
[2]	所属先名・所属先役職（所属先が複数の場合は主たる所属先）
[3]	LDおよびその関連領域に関する主な経歴（活動、実践、研究等主要なもの3件以内）
[4]	学会での活動（委員会、理事会、大会運営等。多数の場合、主要なもの3件以内）
[5]	所信表明

6 候補者名簿の作成

選管は立候補した者の名簿として候補者名簿を作成し、意向投票有権者に公示しなければならない。

7 投票方法

投票は、インターネットを通じて電子投票によって行うことを常例とする。

なお、立候補者数が本条5項に定める人数（1名）の場合は、信任投票（不信任投票）を行う。

8 投票数

投票可能な票数は1票とする。

9 開票

選管の委員長及び委員が立ち合いのもと、開票作業を行う。

10 当選者の確定

得票数が最も多い者を理事長候補者とする。

開票において得票数が同数の場合には、選管の委員の立ち合いのもとに、選管の委員長が抽選を行って順位を決める。

信任投票を行う場合は、立候補者が理事長に相応しくないと判断した場合のみ、不信任投票を行うこととする。不信任投票の票数が理事の過半数となった場合、その理事長の立候補者は不信任とする。

不信任の立候補者が発生した場合は、本条5項から9項までを繰り返し行う。

11 理事長の任期

理事長の任期は、意向投票実施後、直近で開催される定時社員総会の終結直後に開催する理事会において理事長への就任が承認された直後から、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までの約2年間とする。

理事の任期が切れる定時社員総会の終結直後に開催される理事会における議長は、新理事長が選任されるまで、前任の理事長又は前任の副理事長のうちいずれか1名がこれに当たる。理事長に就任することについて承認された以降の議事の議長は、新任の理事長がこれに当たる。

12 就任までの流れ

[1]	意向投票日程の公示
[2]	立候補の受付
[3]	候補者名簿の作成
[4]	投票→開票→理事長候補者への開票結果の連絡
[5]	開票結果を公示
[6]	意向投票実施後、直近で開催される定時社員総会の終結直後に開催される理事会において承認された直後から理事長に就任。

14 開票作業の開示

開票作業は動画で記録をする。開票作業の動画ファイルの視聴を希望する理事は、所定の期日までに選管へ申し出れば視聴可能とする。

15 副理事長候補者、常任理事候補者及び各委員会の委員長の選定

次期理事長に就任予定の者は次期副理事長候補、次期常任理事候補及び次期各委員会の委員長候補を選定し、意向投票実施後、直近で開催される定時社員総会の終結直後に開催される理事会の承認を得る。

16 欠缺

不測の事態により、任期途中に理事長が退任した場合、後任の理事長を副理事長が互選にて選出する。

任期は前任者の残期間とする。

新理事長は、欠員となった副理事長候補を選定することができる。

新しく選定された副理事長は理事会又は常任理事会の承認を得る。

任期は前任者の残期間とする。

第5章 その他

(選挙規程の改定)

第6条

本規程は、理事会又は常任理事会の承認を経て改定することができる。

附 則

1. 本規程は、2025（令和7）年6月22日から施行する。
2. 本規程の施行日をもって、従前の選挙細則は廃止する。